

工場立地法に定める「特定工場」の緑地面積率等の規制緩和について

本市では、工場用地の効果的な活用及び企業立地の促進を図るため、工場立地法により設置が義務付けられている緑地等の面積率を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例」により緩和しています。

○緩和後の緑地面積率及び環境施設面積率について

区域の区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	新白河ビジネスパーク	10%	15%
乙種区域	白河地区農工団地、白坂工業団地、三輪台地区、大阪山地区、白河東工業団地、萱根地区、白河関辺工業団地、夏梨地区、五箇地区、表郷第一工業団地、表郷第二工業団地、番沢地区、八幡地区、河東田地区、東第1工業団地、東第2工業団地、東第3工業団地、谷地山地区、大師山地区、谷口地区、駒橋地区、大信第1工業団地、大信第2工業団地、弥平田地区、堂山業務用団地、滑里川地区、隈戸地区、隈戸・上小屋地区、下小屋地区、町屋地区	5%	10%
その他の区域		20%	25%